

## 立川競輪場自動販売機設置事業者募集事務要領

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

立川競輪場自動販売機設置契約

#### (2) 業務内容

立川競輪場内に自動販売機を設置し、維持ならびに運営を行うこと。詳細については別紙の「立川競輪場自動販売機設置契約条件書」（以下、「条件決定書」という。）による。

#### (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 2. 応募資格要件

次の各号に掲げる要件を有する法人に限り応募することができます。

- (1) 東京都内に本店、支店または営業所を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録（以下「資格登録」という。）を当該店舗でしている者。ただし、資格登録をしていない者にあつては、次に掲げる書面を提出し、原則として契約締結時までに資格登録できる見込みがある場合に限り、参加することができる。

(ア) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 財務諸表

(ウ) 法人事業税の納税証明書

(エ) 納税証明書その1

- (2) 破産者であつて、復権を得ない者でないこと。

- (3) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について、3年以上の実績を有していること。

- (4) 法令等の規定により販売についての許可又は認可を要する場合は、当該許可又は認可を受けていること。

- (5) 市税等の滞納がないこと。

- (6) 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例第14号。以下「暴排条例」という。）

第2条第1号に定める暴力団

(イ) その代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴排条例2条2号

に定める暴力団又は同条第3号に定める暴力団関係者に該当する者があるもの

- (7) この要領に基づく募集において、契約後に正当な理由なく辞退し、もしくは使用許可の取消を受け、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

### 3. 応募申込手続

#### (1) 申込受付日時

令和4年2月9日（水）16時

#### (2) 申込受付場所

住 所 〒190-0012 立川市曙町3丁目32番5号 立川市公営競技事業部事業課窓口

連絡先 042-524-1121

#### (3) 申し込みに必要な書類

(ア)応募申込書

(イ)見積書

(ウ)現在事項証明書の写し

発行後3カ月以内のものに限ります。

(エ)市民税等（該当のみ。法人の市区町村民税）の未納の税額がないことの証明書の写し

(オ)事業概要

① 会社概要

② 直近の貸借対照表、損益計算書

#### 4. 見積書

(1) 応募資格者は、指定の応募申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、ご提出ください。

(2) 見積書の記入方法

別添「立川競輪場自動販売機設置契約 参考利用杯数」を参考に、「立川競輪場自動販売機設置契約条件書」のうち7-(3)内容・価格設定の①項に記載の商品を提供するうえで必要な予定提供数量の茶葉及びカップ代金から一杯当たりの水及びお茶の単価（発注者から受注者へ支払単価）を計算し記載すること。

(3) 見積書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

①応募資格がない者が提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が提案したもの

②指定の日時までに提出しなかったもの

③応募資格者の記名押印がないもの

④同一物件について2つ以上の提案をしたときは、その全部のもの

⑤見積書単価金額又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

⑥その他条件決定書に規定する条件に違反したもの

#### 5. 質問書の提出および回答

申し込みにあたり、募集内容等について質問がある場合には、次の期間中に電子メールで質問書を提出してください。

提出先メールアドレス：jigyoushita@city.tachikawa.lg.jp（★を@に変換して送信ください。）

(1) 受付期間

令和4年1月28日（金）12時まで

(2) 回答

令和4年2月2日（水） 予定

質問者を非表示とし、全質疑について応募者全員に回答します。

#### 6. 選定方法

(1) 対象

選定方法は別紙条件書のうち7-(3)内容・価格設定の①項に記載の商品を供給するための価格に予定数量を乗じた金額の合計金額

(2) 選定方法

見積合わせによる価格競争をもって最も低い金額の事業者を選定する。

(3) 見積書の投函方法

①応募資格者は、見積書を入札会場への入場前に、あらかじめ無地封筒（長形3号）に封入封緘して、入札

箱に投函してください。その他必要書類は、入り口で担当者に提出してください。

②代理人が投函する場合には、委任状を見積書と一緒に入札箱に投函してください。

(4) 書換え等の禁止

投函した見積書の金額は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(5) 審査

①審査は、入札締切り後直ちに応募者立会いのもとで開札し、実施します。

②応募資格者が開札に立会わないときは、当該審査事務に関係のない市職員を立会わせます。

③審査に立会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、出席しなかった者又は遅刻した者は、棄権とみなします。

(6) くじによる設置業者の決定

同額の価格提案をした事業者が2社以上あるときは、直ちにくじにより順位を決定します。

(7) くじの代行

当該応募資格者のうち、くじを引かないものがある場合には、市が指定した者（当該審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置事業者を決定します。

(8) 審査結果の公表

設置事業者を決定したときは、その者の名及び見積金額を、決定しないときは、その旨を公表します。

(9) 審査の中止

不正な提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない事由があるときは、審査を中止、又は延期することがあります。

7. 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、使用許可申請受理後、速やかに行います。

8. 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なく指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

(3) その他使用許可の相手方として不相当と認められる場合

9. その他

(1) 応募申込書及び見積書は、1社につき1点のみとする。

(2) 見積書の作成にあたっては、立川競輪場自動販売機設置契約条件書の内容を十分吟味すること。

(3) 使用許可の手続きに関する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先

立川市公営競技事業部事業課業務係（立川競輪場）

立川市曙町3丁目32番地5号

電話（042）524-1121